

令 和 8 年 度

豊能町立留守家庭児童育成室入室のご案内



豊能町教育委員会 こども育成課

〒563-0292 豊能町余野414番地の1

電話 072-739-3432 FAX 072-739-3052

豊能町では、保護者が労働・疾病等の事由により、放課後、留守家庭になる義務教育学校 1 ～ 6 年生の児童を対象に児童の健全な育成を図るため、平成 27 年 4 月より対象児童の学年を拡大し「放課後児童健全育成事業」を実施しています。

留守家庭児童育成室の趣旨について

保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後や学校の休業期間において適切な遊び及び生活の場を提供し、基本的な生活習慣の確立により、子どもの健全な育成を図ることを目的としています。

1. 育成室の所在地及び定員

R8.4から	とよの東留守家庭児童育成室	とよの西留守家庭児童育成室
R8.3まで	東能勢留守家庭児童育成室	光風台留守家庭児童育成室 東ときわ台留守家庭児童育成室 吉川留守家庭児童育成室
所在地	余野 1008 番地 (旧東能勢小学校敷地内)	東ときわ台 1 丁目 3-2 (とよの西学園敷地内)
電話	739-0626	後日 お知らせ
定員	30 名	100 名

■定員の範囲内で、保育の必要性の高い児童（低学年等）から入室を許可します。

審査の結果、待機になることもありますのでご了承ください。

入室許可または待機の通知は、2 月下旬までに送付します。

町立在所園児は、各園所経由で送付いたします。

※小学校の夏休み等の期間のみの利用、もしくは夏休み利用のための入室、育児休業中の受け入れはありません。

2.入室対象児童について

- ・保護者等が次のいずれかの事由に該当する児童。

	入室の事由		認定期間
1	就労	日常の家事以外の仕事をしている場合 月間15日以上、かつ、その月が3カ月以上継続していること ※就労証明が必要です。	就労が継続している期間
2	妊娠・出産	保護者が妊娠中であるか出産後間もない場合 ※育児休業中は、対象外です。 ※保育実施理由証明書が必要です。	出産予定日(8週前)から出産後(8週後)の月末まで
3	保護者の疾病、障がい	保護者が病気、負傷、心身の障がいがある場合 ※保育実施理由証明書が必要です。	療養にかかる期間
4	親族の介護、看護	同居の親族(長期入院等をしている場合も含む)を介護又は看護をしている場合 ※保育実施理由証明書が必要です。	介護・看護に必要な期間
5	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合(起業準備を含む) ※保育実施理由証明書が必要です。	90日を経過する日の月末まで
6	就学	学校又は職業訓練校に在学している場合 ※保育実施理由証明書が必要です。	保護者の在学している期間
7	その他	上記に類する状態にある場合 ※必要と認める書類	申請内容により必要と認める期間

3.開室日及び開室時間について

○開 室 日 月曜日から金曜日及び第4土曜日
 (小学校の夏休み期間等も同様)

○開室時間 放課後より午後5時まで(ただし、午後5時から午後7時まで延長保育有り。)
 (夏休み等の小学校の休業日は、午前8時00分から午後5時まで。始業式等午前中に授業が終了する場合は、終了時刻から午後5時まで。延長保育有り。)
 *全ての児童が退室した時点で閉室とします。

○休 室 日 土曜日(第4土曜日を除く)、日曜日、祝日及び休日、年末年始
 *開室日及び開室時間は、令和6年度実績。(改定する場合があります。)

4.申し込み方法について

申込期間	○令和8年4月入室希望の場合 令和7年10月1日（水）～同10月31日（金）
	○年度途中の入室希望の場合（定員に余裕がある場合） 随時申し込み
受付時間	午前9時～午後5時30分（閉庁日等を除く。）
受付場所	吉川保育所・認定こども園ふたば園・ひかり幼稚園・本庁教育委員会・各育成室（※郵送、電話による受付はできません。）

※小学校の夏休み等の期間のみの利用、もしくは育児休業中の受け入れはありません。

※申し込み書類全てが揃っていない場合や書類に未記入、不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。不備があった場合は返却いたしますので、期限内に提出してください。

※令和8年4月入室は、令和7年10月の期間内申し込み者を優先します。

5.提出書類について

① 留守家庭児童育成室入室申請書（表）・・・入室児童1名につき1部

② 入室児童関係調書（入室申請書 裏）・・・入室児童1名につき1部

③ 就労証明書 又は 保育実施理由証明書（就労以外）

同居である65歳未満の方全員分・・・複数児童の場合はコピー可

※提出時、就労期間が令和8年3月末までの場合は、勤務先に備考欄に「更新あり」と記入いただき提出してください。

令和8年4月以降に再度就労期間が記入された就労証明書の提出をお願いいたします。

6.使用料について(令和8年度より変更になる場合があります)

○児童1人当たり月額5,000円（1時間延長保育月額6,000円・2時間延長保育月額7,000円）

＊児童が個々に使用もしくは消費する文房具及びおやつ代等の費用は、使用料に含まれていません。

○使用料の口座振替日は、原則毎月26日です。

下記の指定金融機関において、口座振替をします。

育 成 室	指定金融機関
とよの東留守家庭児童育成室	大阪北部農業協同組合
とよの西留守家庭児童育成室	池田泉州銀行

○次の場合は、減免措置がありますので、別途申請をしてください。(申請月の翌月から適用)

対 象 者 の 範 囲	減 免 の 額
① 生活保護世帯	全 額
② 市町村民税非課税世帯	半 額
③ 災害等により納付が困難な世帯	別途定める額

※②の「市町村民税非課税世帯」に該当される場合、4月～8月分の使用料は前年度(令和7年度)の課税状況、9月～3月分の使用料は当該年度(令和8年度)の課税状況により審査します。

○退室される場合、退室される日の月末までに退室届の提出がない場合は翌月分の使用料が発生します。時間変更も同様の取り扱いとします。

7.入室許可通知書及び入室説明について

○令和8年4月入室希望の場合

- ・令和8年2月上旬までに入室許可通知書を送付します。
- ・同2月上旬から同3月上旬に入室説明会を行います。

○年度途中の入室の場合

- ・提出書類が整ってから、各育成室において面接・入室説明をします。
その後、入室許可通知書を送付します。

8.辞退について

申請書等必要書類を提出された後、辞退される場合は、「辞退届」がありますのでお申し出の上提出ください。

9.退室について

年度途中、転居、もしくはその他の理由により退室される場合は、速やかに所定の様式で退室の手続きをしてください。(所定の様式(退室届)は、各育成室、本庁教育委員会にあります。)

また、次のような場合は、出席を一時停止、もしくは退室していただく場合がありますので、ご了承ください。

- ① 2週間以上、無断で欠席した場合
- ② 疾病その他の事由により、他の児童に影響を及ぼす恐れのある場合
※他の児童に危害や暴言を加えるなどの行動が注意により改善されない状況が続く場合は、保護者にお伝えし、利用方法の相談をさせていただきます。
- ③ 管理・運営上必要な指示に従わない場合

10.申込内容に変更が生じた場合

次のような変更があった場合、必ず入室されている育成室に早急に申し出てください。

(原則、書類提出が必要です)

- 申込書類への記載内容（住所や家庭状況等）
- 氏名や住所（町内で転居する。転出した。転入した。）
- 世帯員の構成（同居者が変わる。祖父母と同居する・別居する。結婚・離婚するなど）
- 留守家庭児童育成室入室の申請理由が変わる（例：就労→出産 就労→求職）
- 勤務を開始した場合は就労証明書をご提出ください。
- 雇用期間（雇用期間を満了した場合も該当します。）
- 妊娠、出産の予定

11.ケガ・急病等が発生した場合について

開室時間中、児童にケガ・急病等が発生した場合は、次のとおり対処します。

- ① 発熱などの体調不良の場合は、保護者に連絡します。
- ② 医療機関へ行くほどではないが、応急処置が必要なケガ等の場合
 - ・育成室において応急処置を行い、連絡帳または電話により、保護者に連絡します。
- ③ 医療機関へ行く必要があるケガ等の時
 - ・育成室において応急処置を行った後、保護者へ連絡しますので速やかに育成室まで迎えに来てください。
- ④ 重大なケガ・急病等の時
 - ・育成室において、救急車で医療機関へ搬送します。同時に、保護者へ連絡しますので、速やかに当該医療機関までお越しください。

12.注意事項

- ①提出書類に虚偽の記載や申立てがあった場合、入室中であっても退室となる場合がありますのでご注意ください。
- ②提出された書類は返却いたしませんので、必要な方はあらかじめコピーをおとりください。

13.その他

- 支援員から入室前に準備する物やルール等の説明をしますので、場所等の確認も含め、育成室へお越しください。
- 入室に際して準備する物
 - ・タオル、着替え、水筒など。
 - ・弁当（学校の短縮授業等で学校給食が無い場合、夏休み等長期休業中）
- その他
おやつ代の集金方法については別途お知らせします。